ACSES ニュースレター_２３８９号（2022 年９月 30 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇労働災害データベース CSV データの公開について〈労働安全衛生総合研究所〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・令和４年８月の熱中症による救急搬送状況〈総務省消防庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・儲け話に関する情報提供のお願い〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[大水害対策]
・「水害」の虚偽画像が拡散　AIで作成、投稿者認める〈Web報道〉
[ミサイル避難訓練]
・令和４年度における弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施〈総務省消防庁〉
[福島原発事故]
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除〈厚生労働省〉
・「汚染水」か「処理水」か　日本、中韓と応酬に〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・原発運転延長などの議論　原子力規制委がエネ庁に方向性の説明を要請〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2022 年８月分）を追加更新しました〈産業環境管理協会〉
[4] GHS 分類データ
◇令和２年度、平成 19,24 年度の政府による GHS 分類結果を一部修正しました。〈製品評価技術基盤機構〉
[5] 労働安全衛生規則第 12 条の５第３項第２号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について（令和４年９月７日基発 0907 第１号）〈厚生労働省〉
[6] 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布、移動タンク貯蔵所等に対する立入検査
◇消防予第 416 号　消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について〈総務省消防庁〉
◇消防危第 199 号　移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について〈総務省消防庁〉
[7] 医薬品
◇認知症新薬に悪化抑制効果確認　エーザイ、年度内に承認申請へ〈Web 報道〉
[8] 食品安全衛生関係
◇「食品ハザード情報ハブ」を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品安全情報(化学物質)No.19(2022)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）〈国立医薬品食品衛生研究所〉

瑠璃茉莉（ルリマツリ、プルンバゴ）

[9] 廃棄物関係

◇10 月は「食品ロス削減月間」、10 月 30 日 は「 全国一斉商慣習見直しの日 」！～農林水産省が消費者庁、環境省と連携して令和 4 年度の啓発活動を発表～<農林水産省、環境省>

◇建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールの実施 ～現場における適切な分別解体、再資源化の徹底に向けて～<環境省>

[10] 温暖化対策関係

◇グリーンイノベーション基金で開発した CO2 を固定化し収支をマイナスにするコンクリート等の現場試行工事を実施します<経済産業省>

◇三菱商事、米国で年 1 千万トンのアンモニア製造を検討　脱炭素の燃料<新聞報道>

◇CO2 削減の微生物開発を支援　最大 1767 億円、物質も生産<Web 報道>

[11] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　１件　　［公募結果、意見募集結果］　７件

[12] その他省庁発表　　４件

[13] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　10 件　　［開催記録、報告、資料等］　５件

[14] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：２件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇労働災害データベース CSV データの公開について

＜労働安全衛生総合研究所(JNIOSH)　2022 年 9 月 20 日＞

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2022_01.html

---

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2022 年 9 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030393/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220929_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：68 件

うち重大事故等として通知された事案：43 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2022 年 9 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030394/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220929_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):17件

(2)事故情報(食中毒情報)：10件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：92件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：６件

・令和４年８月の熱中症による救急搬送状況

＜総務省消防庁　2022 年９月 28 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/20220928_kyuki_01.pdf

熱中症による救急搬送人員について、令和４年８月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

概 要

○ 令和４年８月の全国における熱中症による救急搬送人員は 20,252 人でした。

これは、昨年８月の救急搬送人員 17,579 人と比べると 2,673 人多くなっております。

○ 全国の熱中症による救急搬送状況の年齢区分別、初診時における傷病程度別等の内訳は次のとおりです。

□ 救急搬送人員の年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっています。

□ 搬送された医療機関での初診時における傷病程度別にみると、軽症が最も多く、次いで中等症、重症の順となっています。

□ 発生場所別の救急搬送人員をみると、住居が最も多く、次いで道路、仕事場①、公衆（屋外）の順となっています。

□ 都道府県別人口 10 万人当たりの救急搬送人員は、鳥取県が最も多く、次いで大分県、高知県、鹿児島県、愛媛県の順となっています。

○ 熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、新型コロナウイルス感染症対策としての「新しい生活様式」における熱中症予防行動として、こまめな換気や屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことなどを心がけてください。

○ 消防庁では、熱中症予防啓発のコンテンツとして、「予防啓発動画」「予防啓発ポスター」「予防啓発イラスト」「予防広報メッセージ」「熱中症対策リーフレット」「予防啓発取組事例集」を消防庁ホームページ熱中症情報サイトに掲載しています。

全国の消防機関をはじめ、熱中症予防を啓発する関係機関にも御活用いただけるよう、以下の消防庁ホームページに掲載していますので、是非御活用ください。

(https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04)

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・儲け話に関する情報提供のお願い

＜消費者庁　2022 年９月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030377/

消費者庁では、令和3年4月以降、下記のような取引について勧誘を受けた、又は契約を締結した方からの情報提供をお願いしています。ご協力いただける方は、以下のリンクにあるいずれかの方法で情報提供をお願いします。

詳細

【取引の内容】

スマートフォン用のアプリケーションを販売するとともに、当該アプリケーションを第三者(大企業、外国政府の場合もあります。)に利用させることにより得られた収益から、当該アプリケーションの購入代金相当額を上回る賃借料(現金に限らず、暗号資産の場合もあります。)を、契約者に支払うと称する取引

□*大災害、原発事故対策*

[大水害対策]

・「水害」の虚偽画像が拡散　AI で作成、投稿者認める

＜共同通信　2022 年９月 28 日＞　https://nordot.app/947797161091104768

台風 15 号による記録的大雨被害を巡り、静岡県内の街が水没しているように見える虚偽の画像がツイッター上で拡散されている。投稿者は人工知能（AI）技術を使って作成したと認めており、県は「冷静な対応を」と呼びかけている。

画像は「ドローンで撮影された静岡県の水害。マジで悲惨すぎる…」という書き込みとともに 26 日に投稿された。家や木が泥水にのまれたような様子が見て取れる。

画像は28日午後5時までに5700件以上リツイートされるなど拡散。「こんなにひどいんだ」などと投稿を信じる声がある一方、「建物の形が不自然」などの指摘も相次いでいた。

[ミサイル避難訓練]

・令和４年度における弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施

＜総務省消防庁　2022年9月28日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220928_kokuun.pdf

令和４年度における弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を、国と共同で実施する予 定の地方公共団体については、令和４年９月２日付け報道資料でお知らせしていますが、 新たに岡山県岡山市が訓練を実施することとなりましたので、お知らせします。

[福島原発事故]

・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除（原子力災害対策本部長指示）

＜厚生労働省　2022年9月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zZCB9c72-5Toq1BY

本日、原子力災害対策本部は、福島県に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限の指示がなされていた以下の品目について、出荷制限の解除を指示しました。

（１）福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたウナギ

（２）秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）並びに長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）において採捕されたコイ（養殖により生産されたものを除く。）

（３）秋元湖及び秋元湖に流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたフナ（養殖により生産されたものを除く。）

（４）猪苗代湖及び猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし、酸川（支流を含む。）及び酸川との合流点から上流の長瀬川（支流を含む。）を除く。）並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流（支流を含む。）において採捕されたヤマメ（養殖により生産されたものを除く。）

・「汚染水」か「処理水」か　日本、中韓と応酬に

＜共同通信　2022年9月28日＞　https://nordot.app/947657240100913152?c=39546741839462401

東京電力福島第１原発の処理水の海洋放出計画を巡り、ウィーンで開催中の国際原子力機関（IAEA）総会で韓国と中国が27日、日本と応酬した。発言の中で「汚染水」という言葉を使う韓国と中国に対し、在ウィーン日本政府代表部の引原毅大使は「適切な表現は処理水だ」と反論した。

政府はトリチウムを含む処理水を、海水で薄めて海に放出処分すると2021年４月に決定。国内外で稼働中の原子力施設でも、トリチウムを含む水は規制に従って海に放出されている。

韓国は海洋放出による「未確認の影響」への懸念があると訴えた。中国は日本側が事実を隠そうとしていると主張した。

[原子力施設全般]

・原発運転延長などの議論　原子力規制委がエネ庁に方向性の説明を要請

＜共同通信　2022年9月28日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9X6TZ5Q9XULBH00D.html

経済産業省の審議会で始まった原発の運転期間延長などの議論について、原子力規制委員会の山中伸介委員長は28日の委員会で、同省資源エネルギー庁の担当者に具体的な議論の内容について説明を求める考えを示した。早ければ来週の委員会に招くという。

岸田文雄首相が８月に示した原子力政策の検討について、９月22日の原子力小委員会で「運転期間の延長など既設原発の最大限活用」「再処理・廃炉・最終処分のプロセス加速化」などの議論が始まった。

山中委員長は委員会後の会見で「規制委の厳正な規制に対して影響を及ぼしそうな課題なので、具体的な方向性について伺いたいと思った」と説明。「具体的な内容の説明を受けた後に、規制に影響があると考えられるよう

な課題が見つかれば改めて委員会で議論を進めたい」と話した。

一方で「我々は個別の原発について科学的、技術的な根拠に基づいて審査、検査をして判断している。そこについて何か変化を求められるような提案であれば拒否せざるを得ない」とも述べた。

****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年９月 29 日版）

＜厚生労働省　2022 年９月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zZEbJSvF9W4JupBY

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年９月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3YELNTvV5X4ZqgBY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年９月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_aErFRv1xV45imBY

[対策・予防]

◇省庁発表

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました

＜厚生労働省　2022 年９月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-RxoLf0R8cR5iJprY

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2022 年９月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u14oKu5yzMzm05UpY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・塩野義、最終段階治験で効果確認　コロナ飲み薬、主要項目を達成

＜共同通信　2022 年９月 28 日＞　https://nordot.app/947697823488524288?c=39546741839462401

塩野義製薬は 28 日、開発中のコロナ感染症の飲み薬について最終段階の臨床試験（治験）で主要評価項目を達成したと発表した。オミクロン株に特徴的な五つの症状が消えるまでの期間を短縮させる効果を確認したとしている。承認に向け弾みとなるデータで、厚生労働省と今後の審査について協議する。

中間段階の治験ではウイルス量を減らす効果は確認できていたが、症状を改善する効果が得られず、厚労省は７月、緊急承認の判断を見送った。最終段階の治験結果を踏まえ、改めて審議することになっていた。

飲み薬を１日１回、５日間投与し、鼻水や喉の痛み、発熱など五つの症状が消える期間を検証した。

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ感染、誤入力相次ぐ　全数把握簡略化受け

＜共同通信　2022 年９月 28 日＞　https://nordot.app/947538707464503296?c=39546741839462401

****

[3] ***環境関連法改正情報***

◇環境関連法改正情報（2022 年８月分）を追加更新しました

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2022 年９月 20 日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

****

[4] ***GHS 分類データ***

◇令和２年度、平成 19,24 年度の政府による GHS 分類結果を一部修正しました。

NITE 統合版 GHS 分類結果および NITE-Gmiccs にも当該データを反映しています。

○NITE 統合版 GHS 分類結果一覧

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2022 年９月 15 日＞

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_all_fy.html

○政府による GHS 分類結果（Excel、HTML）

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html

○GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs）

https://www.ghs.nite.go.jp/

****

[5] 労働安全衛生規則第12条の５第３項第２号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について（令和４年９月７日基発0907第１号）

＜厚生労働省　2022年9月12日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220912K0020.pdf

基発 0907 第１号
令和４年９月７日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生規則第 12 条の５第３項第２号イの規定に基づき
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について

労働安全衛生規則第 12 条の５第３項第２号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和４年厚生労働省告示第 276 号。以下「講習告示」という。）、労働安全衛生規則第 34 条の２の 10 第２項、有機溶剤中毒予防規則第４条の２第１項第１号、鉛中毒予防規則第３条の２第１項第１号及び特定化学物質障害予防規則第２条の３第１項第１号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和４年厚生労働省告示第 274 号。以下「専門家告示（安衛則等）」という。）及び粉じん障害防止規則第３条の２第１項第１号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和４年厚生労働省告示第 275 号。以下「専門家告示（粉じん則）」という。）については、令和４年９月７日に告示され、令和５年４月１日から適用（一部令和６年４月１日から適用）することとされたところである。

これらの告示の制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第１　制定の趣旨及び概要等について

１　制定の趣旨

今般、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）等の特別則の規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充等を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとし、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 91 号）等を公布したところである。

本告示は、これら事業者による化学物質管理を円滑に実施するために、事業場において化学物質の管理を行う化学物質管理者を養成するための講習の内容を定めるとともに、事業場内において化学物質管理を行い、事業場外において化学物質管理に関する助言や評価を行う専門家である化学物質管理専門家の要件を定めるものである。

２　告示の概要等

（１）　講習告示関係

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 12 条の５第３項第２号イにおいて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の３第１項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供されるものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 18 条各号に掲げる物及び法第 57 条の２第１項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造している事業場においては、講習告示に基づく講習（以下「化学物質管理者講習」という。）を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから化学物質管理者を選任しなければならないと規定しているところ、講習告示は、化学物質管理者講習の科目、内容、時間

のほか、科目の免除等について定めたものであること。

（２　専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係

有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第４条の２第１項、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第３条の２第１項、特化則第２条の３第１項第１号及び粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）第３条の２第１項において、新たに設けた適用除外の要件の１つとして、当該事業場において、化学物質管理専門家が専属で配置されており、化学物質管理専門家がリスクアセスメント（粉じん則にあっては、法第 28 条の２第１項に規定する危険性又は有害性等の調査）の実施並びに当該リスクセスメント等の結果に基づく措置等の内容及びその実施に関する事項の管理を行うこと等を規定しており、また、安衛則第 34 条の２の 10 第１項に規定する労働基準監督署長による改善指示を受けた事業場等は、同条第２項において、化学物質管理専門家から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言を受けなければならないと規定しているところ、専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）は、当該化学物質管理専門家について要件を定めたものであること。

（３）　施行日

講習告示は、令和６年４月１日から、専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）は、令和５年４月１日から適用することとしたこと。ただし、専門家告示（安衛則等）第２号の規定については、令和６年４月１日から適用することとしたこと。

第２　細部事項

１　講習告示関係

（１）講義及び実習の内容（第１号イ及び同号ロ関係）

ア　化学物質管理者講習の講義の各科目及び実習については、必ずしも連続して行う必要はなく、一定の間を開けて実施しても差し支えないこと。また、受講者の理解度の評価方法については特に定めていないが、何らかの方法により受講者の理解度を評価することが望ましいこと。

イ　講義及び実習は、事業者自らが行うことのほか、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えないこと。

ウ　実習については、受講者それぞれが、化学物質の危険性又は有害性等の調査等の一連の流れや保護具の選択及び使用を実習することを想定しているため、それらが可能となる実習体制の確保が必要であること。化学物質の危険性又は有害性等の調査等の実習については、実際に各々の事業場で取り扱っている化学物質に関するものとする等、実務に近い内容とすることが望ましいこと。

保護具の選択及び使用の実習については、必ずしもフィットテストについて機器を用いて実習する必要はないが、「保護具の選択及び使用」の管理に必要な能力を身につけられる実習内容とする必要があること。

エ　講義については、オンラインで実施しても差し支えないが、実習については、化学物質の危険性又は有害性等の調査等のためのツール使用や保護具の使用についての実習を含むため、オンラインでの実施は認められないこと。

（２）講義科目の受講の免除（第１号ハ関係）

ア　講義科目の受講の免除ができる者については、それぞれの資格を取得する際に必要な技能講習や試験の科目の内容を踏まえて定めており、当該資格に係る実務経験を求めてはいないこと。

イ　「化学物質の危険性及び有害性並びに表示等」の科目については、「有機溶剤作業主任者技能講習」、「鉛作業主任者技能講習」、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の全ての技能講習を修了した者のみが、受講の免除を受けることができること。この場合において、平成 18 年３月 31 日以前に「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者と同等の者として取り扱って差し支えないこと。

ウ　「第一種衛生管理者の免許を有する者」について、安衛則第 10 条各号に掲げる衛生管理者の資格を有する者は該当しないため、「化学物質の危険性又は有害性等の調査」の科目については、受講の免除の対象とはならないこと。

（３）講師（第２号関係）

講習の講師については、講義及び実習の各科目に定める内容について必要な知識や実務経験等を有する者を想定していること。

（４）その他

ア　化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者

安衛則第 12 条の５第３項第２号イの「化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者」には、以下の①から③までのいずれかに該当する者が含まれること。

① 本告示の適用前に本告示の規定により実施された講習を受講した者

② 法第 83 条第１項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、法第 84 条第１項の登録を受けた者

③ 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者

イ　受講記録の保存

選任した化学物質管理者が要件を満たしていることを第三者が確認できるよう、当該化学物質管理者が受講した講習の日時、実施者、科目、内容、時間数等について記録し、保存しておく必要があること。

ウ　安衛則第 12 条の５第３項第２号ロの規定に基づき、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場においては、化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認められるものから化学物質管理者を選任することとされているが、化学物質管理者講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいこと。この化学物質管理者講習に準ずる講習は、別表に定める科目、内容、時間を目安とし、講義により、又は講義と実習の組み合わせにより行うこと。

２　専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係

（１）化学物質管理専門家の要件（専門家告示（安衛則）第１号イからハ関係、専門家告示（粉じん則）第１号から第３号関係）

ア　化学物質管理専門家に必要な要件について、労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に係る「５年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験」又は「５年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験」については、当該資格取得の前後を問わないこと。

イ　「化学物質の管理に係る業務」には、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学に関する業務に限る。)、労働安全コンサルタント(化学安全に関する業務に限る。)、化学物質管理者、化学物質関係作業主任者、作業環境測定士、第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、保護具着用管理責任者の業務が含まれること。

ウ　「粉じんの管理に係る業務」には、粉じん則で規定する粉じん作業に係る管理に係る業務のほか、粉状の化学物質の管理に係る業務が含まれること。

エ　専門家告示（安衛則等）第１号ハ及び専門家告示（粉じん則）第３号で規定する厚生労働省労働基準局長が定める講習については、別途示すところによること。

（２）同等以上の能力を有すると認められる者（専門家告示（安衛則等）第１号ニ関係、専門家告示（粉じん則）第４号関係）

専門家告示（安衛則等）第１号ニ及び専門家告示（粉じん則）第４号で規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」については、以下のアからオまでのいずれかに該当する者が含まれること。

ア　法第 82 条第１項の労働安全コンサルタント試験（試験の区分が化学であるものに限る。）に合格し、法第 84 条第１項の登録を受けた者であって、その後５年以上化学物質に係る法第 81 条第１項に定める業務（専門家告示（粉じん則）第４号においては、粉じんに係る法第 81 条第１項に定める業務）に従事した経験を有するもの

イ　一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるＣＩＨ(Certified Industrial Hygiene Consultant)労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されているものウ 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイシ

ョナルハイジニスト協会（ＩＯＨＡ）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者

エ　公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者

オ　労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）第 12 条の衛生管理士（法第 83 条第１項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者であって、５年以上労働災害防止団体法第 11 条第１項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

第３　「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和４年５月 31 日付け基発 0531 第９号）の改正について

１　「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和４年５月 31 日付け基発 0531 第９号。以下「施行通達」という。）第１中改正の趣旨及び概要等の４（１）について、次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
４（１）	（前略）ただし、２（２）イ及びエ、（３）ア、ウ①、④、⑤、エ前段（努力義務）、（４）（２（３）ウ①に係るものに限る。）、（５）、（６）、（８）に係る規定及び当該規定に係る経過措置については、令和５年４月１日から、２（１）、２（２）ウ、（３）イ、ウ②、③、エ、 （後略）	（前略）ただし、２（２）イ及びエ、（３）ア、ウ①、④、⑤、エ前段（努力義務）、エ後段、（４）（２（３）ウ①に係るものに限る。）、（５）、（６）、（８）に係る規定及び当該規定に係る経過措置については、令和５年４月１日から、２（１）、２（２）ウ、（３）イ、ウ②、③、エ前段 （義務）、（後略）

２　施行通達第４中細部事項９（１）ウについて、次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
９（１）ウ②	３年以上労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学又は化学であるものに合格した者に限る。）としてその業務に従事した経験を有する者	労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学であるものに合格した者に限る。）又は労働安全コンサルタント（試験の区分が化学であるものに合格した者に限る。）であって、３年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者
９（１）ウ④	衛生管理士（法第 83 条第１項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者で、その後３年以上労働災害防止団体法第 11 条第１項の業務を行った経験を有する者	衛生管理士（法第 83 条第１項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者であって、３年以上労働災害防止団体法第 11 条第１項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

別表

リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場における 化学物質管理者講習に準ずる講習

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	１時間 30 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	２時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記	１時間 30 分

	録がん原性物質等の製造等業務従事者の記録保護具の種類、性能、使用方法及び管理労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
関係法令	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第318 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）中の関係条項	30 分

****

[6] ***消防法施行令の一部を改正する政令等の公布、移動タンク貯蔵所等に対する立入検査***

◇消防予第 416 号　消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

＜総務省消防庁　2022 年 9 月 14 日＞

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/61e7300d31570d1c235d5c18b7de588569c43147.pdf

消防予第 41 6 号
令和４年９月 14 日

各都道府県 知 事
各指定都市 市 長　　殿

消防庁 次長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第 305 号。以下「改正政令」という。）、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和４年総務省令第 62 号。以下「改正省令」という。）、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和４年消防庁告示第５号。以下「改正告示第５号」という。）、消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件（令和４年消防庁告示第６号。以下「改正告示第６号」という。）、消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（令和４年消防庁告示第７号。以下「改正告示第７号」という。）及び不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（令和４年消防庁告示第８号。以下「閉止弁基準」という。）が令和４年９月 14 日に公布されました。

今回の改正は、令和２年 12 月から令和３年４月にかけて全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等について見直すほか、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類について合理化するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一　改正政令に関する事項

１　遡及対象設備の追加について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の２の５に基づく不遡及の原則が適用されない消防用設備等に、「不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）」を加えることとしたこと（改正政令による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「新令」という。）第 34 条関係）。

２　消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の追加について

消防設備士又は消防設備点検資格者（以下「消防設備士等」という。）に点検させなければならない防火対

象物に、「消防用設備等又は特殊消防用設備等の防火安全性能を確保するために、消防設備士等による点検が特に必要であるものとして総務省令で定める防火対象物」を加えることとしたこと（新令第 36 条第２項関係）。

第二　改正省令に関する事項

1　不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の見直しについて

不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目として、全域放出方式の二酸化炭素消火設備に関し、以下の基準を定めることとしたこと（改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号。以下「新規則」という。）第 19 条第５項及び第 19 条の２関係）。

（1）　起動用ガス容器について

起動用ガス容器を設けること（新規則第 19 条第５項第 13 号イ関係）。

（2）　起動装置について

消火剤の放射を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設けること（新規則第 19 条第５項第 14 号イ関係）。

（3）　自動式の起動装置について

自動式の起動装置については、二以上の火災信号により起動するものであること（新規則第 19 条第５項第 16 号イ関係）。

（4）　音響警報装置について

常時人のいない防火対象物であっても、自動式の起動装置を設けた全域放出方式の二酸化炭素消火設備を設置したものにあっては、音声による音響警報装置を設けること（新規則第 19 条第５項第 17 号ハ関係）。

（5）　閉止弁について

集合管（集合管に選択弁を設ける場合にあっては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）又は操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器の間に限る。）に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設けること（新規則第 19 条第５項第 19 号イ（ハ）関係）。

閉止弁は、工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止された状態であること。それ以外の場合は、開放された状態であること（新規則第 19 条の２第１号関係）。

（6）　標識の設置について

二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること及び消火剤が放射された場合、消火剤が排出されたことが確認されない限りは、当該場所に立ち入ってはならないこと並びに日本産業規格Ａ8312（2021）の図Ａ.１（一辺の長さが 0.3 メートル以上のものに限る。）を表示した標識を設けること（新規則第 19 条第５項第 19 号イ（ホ）関係）。

（7）　自動手動切替え装置について

工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、自動手動切替え装置は手動状態に維持すること（新規則第 19 条の２第２号関係）。

（8）　消火剤が放射された場合の人の立入制限について

消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に人が立ち入らないように維持すること（新規則第 19 条の２第３号関係）。

（9）　設備の構造等を定めた図書の備えについて

制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておくこと（新規則第 19 条の２第４号関係）。

2　消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物について

新令第 36 条第２項第４号の総務省令で定める防火対象物は、全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設けられているものとすること（新規則第 31 条の６の２関係）。

3　適用が除外されない不活性ガス消火設備について

新令第 34 条第２号に規定する総務省令で定める不活性ガス消火剤は、二酸化炭素とし、同号に規定する

不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって総務省令で定めるものは、新規則第 19 条第５項第 19 号イ（ハ）及び（ホ）並びに第 19 条の２の規定とすること（新規則第 33 条の２関係）。

４　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類の見直しについて

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書に添付する書類は、消防用設備等にあっては、平面図、配管及び配線の系統図並びに消防用設備等試験結果報告書とし、特殊消防用設備等にあっては、平面図、配管及び配線の系統図、設備等設置維持計画並びに特殊消防用設備等試験結果報告書とすること（新規則第 31 条の３関係）。

工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類は、消防用設備等にあっては、平面図、配管及び配線の系統図並びに計算書とし、特殊消防用設備等にあっては、平面図、配管及び配線の系統図、計算書、設備等設置維持計画、消防法第 17 条の２第３項の評価結果を記載した書面並びに消防法第 17 条の２の２第２項の認定を受けた者であることを証する書類とすること（新規則第 33 条の 18 関係）。

５　所要の規定の整理について

その他、所要の規定の整理を行ったこと（新規則第 19 条第４項及び第５項、第 20 条、第 21 条第４項、第 31 条の６第７項並びに第 31 条の７第１項関係）。

第三　改正告示第５号に関する事項

不活性ガス消火設備の点検の基準について、標識（貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等に設けられるものに限る。）、自動式起動装置及び緊急停止装置に係る規定を追加することとしたこと（改正告示第５号による改正後の昭和 50 年消防庁告示第 14 号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）別表第６関係）。

第四　改正告示第６号に関する事項

消防法施行規則第 31 条の７第２項において準用する消防法施行規則第１条の４第 10 項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準について、講習科目及び再講習科目に、点検における保安に関する要点を追加することとしたこと（改正告示第６号による改正後の平成 16 年消防庁告示第 18 号（消防法施行規則第 31 条の７第２項において準用する消防法施行規則第１条の４第 10 項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準）第３、第４及び第７関係）。

第五　改正告示第７号に関する事項

消防法施行規則第 33 条の 17 第３項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目について、講習科目に、工事整備対象設備等の工事又は整備における保安に関する要点を追加することとしたこと（改正告示第７号による改正後の平成 16 年消防庁告示第 25 号（消防法施行規則第 33 条の 17 第３項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目）第２関係）。

第六　閉止弁基準について

本告示は、新規則第 19 条第５項第 19 号イ（ハ）に規定する不活性ガス消火設備の閉止弁の基準として、構造及び機能、材質、耐圧試験、気密試験、作動試験、等価管長並びに表示について定めるものであること。

第七　施行期日等に関する事項

１　施行期日に関する事項

令和５年４月１日から施行することとしたこと（改正政令附則、改正省令附則第１条、改正告示第５号附則、改正告示第６号附則、改正告示第７号附則及び閉止弁基準附則第１項関係）。

２　経過措置に関する事項

（１）　改正省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、新規則第 19 条第５項第 13 号イ、第 14 号イ（ロ）、第 16 号イ（ロ）及び第 17 号ハの規定にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと（改正省令附則第２条第１項関係）。

（２）　改正省令附則第２条第１項の規定は、不活性ガス消火設備で、次のいずれかに該当するものについては、適用しないこととしたこと（改正省令附則第２条第２項関係）。

ア　工事の着手が新規則の施行又は適用の後である消防法施行令第 34 条の２で定める増築若しくは改築又は同令第 34 条の３で定める大規模の修繕若しくは模様替えに係る防火対象物における不活性ガス消火設備

イ　新規則第 19 条第５項第 13 号イ、第 14 号イ（ロ）、第 16 号イ（ロ）又は第 17 号ハの規定に適合するに至った防火対象物における不活性ガス消火設備

（３） 改正省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、新規則第 19 条第５項第 19 号イ（ハ）の規定にかかわらず、令和６年３月 31 日までの間は、なお従前の例によることとしたこと（改正省令附則第２条第３項関係）。

（４） 閉止弁基準の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に設けられている閉止弁のうち、次に適合するものについては、閉止弁基準第２から第７までの規定にかかわらず、この告示に適合するものとみなすこととしたこと（閉止弁基準附則第２項関係）。

ア　直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置が表示されているものであること。

イ　見やすい箇所に、常時開放し点検時に閉止する旨が表示されているものであること。

ウ　直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉するものであること。

（５） 閉止弁基準の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に令和６年３月 31 日までに新たに設ける閉止弁のうち、閉止弁基準第２第４号並びに第６第２号及び第３号以外の規定に適合するものについては、この告示に適合するものとみなすこととしたこと（閉止弁基準附則第３項関係）。

３　その他の事項

今回の改正政令等の運用については、別途通知する予定であること。

◇消防危第 199 号　移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について

＜総務省消防庁　2022 年 9 月 12 日＞

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220912_kiho_199.pdf

消防危第１９９号
令 和４年９月１２日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令市消防長　　殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について

日頃から、移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び車両による危険物の運搬の安全確保にご尽力いただき、感謝申し上げます。

危険物の移送又は車両による危険物の運搬中における災害については、一度発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動のまひ等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、このような災害の発生を未然に防止するため、下記の要領で立入検査を実施し、より一層の安全確保の徹底を図るようお願いします。

なお、立入検査の実施に際し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に特段の配意をすることとし、都道府県の実情に応じて、可能な範囲で取組を進めるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、この旨、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対しても、周知いただきますようお願いします。

記

１ 立入検査の日時等

⑴ 日時

令和４年 11 月１日から同年 11 月 30 日までの期間を中心に、今年度下半期に実施される各種行事やイベントの開催時期に合わせ、立入検査実施期間を選定すること。

⑵ 場所

道路上、移動タンク貯蔵所の常置場所、危険物の積卸し場所等において、安全かつ効果的に立入検査を実施できる場所を選定して行うこと。

なお、近年、道路上で立入検査を受けた移動タンク貯蔵所等の数が減少傾向にあることから、道路上での立入検査の実施に配意すること。

２ 立入検査の対象

移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両

３ 立入検査の重点項目

⑴ 危険物の移送等における保安確保のための留意事項について

立入検査にあわせ、「移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果及び危険物の移送等における保安確保について」（令和４年１月 14 日付け消防危第８号）で示した「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」に基づく下記の項目について重点的に指導すること。

ア 移動タンク貯蔵所に関する項目

(ｱ) 位置、構造又は設備の変更に係る変更許可申請の周知徹底（常置場所、注入ノズル及びホース設備等の無許可変更等）

(ｲ) 定期点検（特に５年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施及び点検記録等の備え付けの徹底

(ｳ) 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（断線の有無の確認等）

(ｴ) 危険物取扱者の保安講習受講、乗車及び免状携行の徹底

イ 危険物運搬車両に関する項目

(ｱ) 運搬する危険物に適応する消火設備の設置の徹底

(ｲ) 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底

ウ 危険物運搬車両におけるイエローカード等の携行必要なイエローカード等の携行の徹底（ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものについては調査対象外とする。）

⑵ 移動タンク貯蔵所の適正管理の推進について

立入検査にあわせ、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可申請及び譲渡又は引渡しに係る届出について、消防法に基づく手続きが適正に行われるよう所有者等に周知すること。

なお、周知には別添１のリーフレット等を活用すること。

ア 周知する項目

(ｱ) 常置場所を変更するときの変更許可申請

移動タンク貯蔵所の常置場所の位置の変更は、変更許可申請を要するものであり、当該申請は変更後の常置場所を管轄する市町村長等（常置場所を管轄する消防本部）に行うものであること。ただし、同一敷地内の常置場所の位置の変更は、資料の提出を要する軽微な変更として取り扱うものであること。

(ｲ) 所有者等の変更に伴う譲渡引渡届出書

売買等で移動タンク貯蔵所の所有者等が変更になる場合は、移動タンク貯蔵所の譲受人又は引渡しを受けた者は、常置場所を管轄する市町村長等（常置場所を管轄する消防本部）に届出を行うものであること。

イ その他

常置場所の変更許可申請等に係る規制事務等については、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成９年３月 26 日付け消防危第 33 号）を参照すること。

４ 立入検査に際しての留意点

⑴ 道路上で実施する立入検査については、警察等関係機関と十分連絡をとり、原則として警察と合同で実施すること。

⑵ 立入検査で発見された無許可又は基準不適合の移動タンク貯蔵所及び運搬車両への対応にあたっては、「移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について」（昭和 61 年 12 月 26 日付け消防危第 120 号）及び「危険物施設における立入検査及び違反是正の推進について」（平成 14 年 10 月 23 日付

け消防危第 503 号）を考慮すること。

なお、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準に基づき、適切な措置をとること。

⑶ 平成 28 年度の立入検査において、移動タンク貯蔵所の注入ノズルを無許可で変更や改造した事案が多数報告されたことを受け、「移動タンク貯蔵所における保安確保の徹底について」（平成 29 年３月 24 日付け消防危第 66 号）を発出していることから、同内容について関係者に周知徹底するなど、適切に指導すること。

⑷ イエローカードは、事故発生時に迅速かつ的確な対応を図るための書面であることから、積載物品のイエローカードがすぐに特定できる方法で携行するよう指導すること。

なお、一般社団法人日本化学工業協会では、イエローカードについて次のとおり運用しているので、参考とすること。

ア　事業者がイエローカードを作成し、それに基づいて乗務員を教育し輸送中は常時携行させる。

イ　イエローカードは運転席の目に付きやすいところに設置する（納品書と共に置くと非常時に出しやすい。）。

ウ　輸送している化学品以外のイエローカードは携行させない。

エ　緊急連絡先の荷送会社（荷主）は 24 時間対応可能な事業所等とする。

オ　事故対応体制を確立し、訓練を実施する（事業者の連絡系統、機材・人員の確保と派遣、応援要請等）。

⑸ 立入検査の機会を活用し、移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、移送中における危険物の保安の確保について、細心の注意を払うよう注意喚起を行うこと。

なお、最近、別添２のとおり移動タンク貯蔵所や危険物運搬中の車体から出火した火災が発生していることから、車体の適切な整備及び車体に異常が発生した際の安全な場所への停車･確認について注意喚起を行うこと。

５　立入検査結果の報告

⑴ 立入検査の実施結果は、別添３の立入検査結果報告（エクセルファイル）により、令和４年 12 月 16 日(金)までに、都道府県ごとに取りまとめの上、下記の電子メールアドレスに送付すること。

⑵ 移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その１）に入力する「無許可車両数」と移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その３）に入力する無許可車両に対する措置状況は、件数に相違が生じることのないよう注意すること。

****

[7] ***医薬品等***

◇認知症新薬に悪化抑制効果確認　エーザイ、年度内に承認申請へ

＜共同通信　2022 年 9 月 28 日＞　https://nordot.app/947801822655643648?c=39546741839462401

製薬大手エーザイは 28 日、記者会見を開き、米バイオジェンと開発中の認知症のアルツハイマー病に対する新薬「レカネマブ」について、最終段階の臨床試験（治験）で症状の悪化を抑制する効果を確認したと発表した。日本で本年度中に承認を申請し、2023 年中の承認を目指す。

レカネマブは病気の原因とされる脳内に蓄積して神経細胞を壊す「アミロイドベータ」を除去して効果を狙う仕組み。国内ではこれまでに症状を和らげる薬は実用化されているが、原因に直接働きかけ、進行を遅らせる薬は承認されていない。

****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇「食品ハザード情報ハブ」を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 9 月 15 日＞

http://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/foodhazinfohub/

◇食品安全関係情報を更新しました（最新 2 週間　（令和 4 年 8 月 20 日～令和 4 年 9 月 2 日）の海外情報はこちらから）

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 9 月 20 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=8&from_day=20&to=struct&to_year=2022&to_month=9&to_day=2&max=100

◇食品安全情報(化学物質)No.19(2022)を掲載しました。
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年 9 月 15 日＞
http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202219c.pdf
---

◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年 9 月 15 日＞
http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/chemical/index-topics.html
「食品安全情報」(隔週刊)からトピックス抜粋の以下の項目が更新された。
　○アクリルアミドについて（2022 年 9 月更新）
　○グリホサートについて（2015 年 IARC 評価関連）／（2022 年 9 月更新）
****

[9] ***廃棄物関係***

◇10 月は「食品ロス削減月間」、10 月 30 日 は「 全国一斉商慣習見直しの日 」！
～農林水産省が消費者庁、環境省と連携して令和 4 年度の啓発活動を発表～
＜農林水産省　2022 年 9 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/220929.html
＜環境省　2022 年 9 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00625.html
10 月は「食品ロス削減月間」、10 月 30 日は「全国一斉商慣習見直しの日（食品ロス削減の日)」です。令和 4 年度の食品ロス削減月間において、農林水産省は、引き続き消費者庁、環境省と連携して、食品ロスの削減に向けた取組を集中的に普及・啓発します。

◇建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールの実施 ～現場における適切な分別解体､再資源化の徹底に向けて～　　令和４年 10 月～同年 11 月まで
＜環境省　2022 年 9 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00613.html
****

[10] ***温暖化対策関係***

◇グリーンイノベーション基金で開発した CO2 を固定化し収支をマイナスにするコンクリート等の現場試行工事を実施します
＜経済産業省　2022 年 9 月 29 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220929001/20220929001.html?from=mj
---

◇三菱商事、米国で年 1 千万トンのアンモニア製造を検討　脱炭素の燃料
＜朝日新聞　2022 年 9 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9X6QC5Q9XULFA00S.html
　三菱商事が、燃料用アンモニアを米テキサス州で大規模に製造する検討に入った。2030 年代からの出荷を想定している。最大で年 1 千万トンを製造する計画という。燃焼時に二酸化炭素を出さないアンモニアには「脱炭素」への期待が集まっている。日本では 30 年に年 300 万トンの輸入が見込まれているが、計画が実現すれば、その 3 倍の規模の生産ができるようになる。
　経済産業省がオンラインで開いた燃料アンモニア国際会議にあわせて 28 日､同州のエネルギー輸出の拠点のひとつであるコーパス・クリスティ港の地元当局と用地使用などに関する覚書を結んだ。今後、プロジェクトのパートナーを募るなどして計画を具体化させ、日本やアジア向けに出荷をめざすという。
　アンモニアは、天然ガスから取り出した水素と窒素を反応させてつくる予定だ。製造過程で出る二酸化炭素は地中に貯留するなどの対応をとるとみられる。
　三菱商事は 20 年代後半から…

◇CO2 削減の微生物開発を支援　最大 1767 億円、物質も生産
＜共同通信　2022 年 9 月 27 日＞　https://nordot.app/947427465351692288?c=39546741839462401
　経済産業省は 27 日、二酸化炭素（CO2）を餌にしてプラスチックなどの物質を生産する微生物の技術開発に、

政府の基金から最大 1767 億円を支出する方針を示した。人工知能（AI）などの技術革新に伴い米中などで急速に投資が増えている分野で、政府は新たな産業創出と CO2 削減につなげたい考え。2040 年ごろの実用化を目指す。

生産するのはプラスチックやゴム、繊維、飼料などを想定。微生物を大量培養する手法の確立などに 1517 億円計上。CO2 削減と特定の物質生産の能力が高い微生物を遺伝子改変で開発する分野に 81 億円。開発を効率化する AI などの分野に 160 億円を割り振る。

****

[11] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち､「地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業」及び「温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業」の二次公募開始について

＜環境省　2022 年 9 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110980_00001.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の結果について

＜経済産業省　2022 年 9 月 22 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=620122020&Mode=1

◇排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2022 年 9 月 22 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220012&Mode=1

◇「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（案)」についての意見・情報の募集の結果について

＜農林水産省　2022 年 9 月 15 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550003515&Mode=1

◇「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和４年農林水産省令第 42 号)第１条第１項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動案」等についての意見・情報の募集の結果について

＜農林水産省　2022 年 9 月 15 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550003516&Mode=1

◇｢環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 39 条第４項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間案」についての意見・情報の募集についての結果について

＜農林水産省　2022 年 9 月 15 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550003528&Mode=1

◇令和４年度「二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業」の第三次採択案件の決定について

＜環境省　2022 年 9 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00631.html

---

◇「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～Ｘプログラム～」の選定結果について

＜文部科学省　2022 年 9 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkJac8wn92qpIbJ

https://www.mext.go.jp/content/20220927-mxt_senmon01-000023660_01.pdf

****

[9] *その他省庁発表*

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1483 号）

［官報］ 令和４年９月 28 日 本紙 第 826 号 5～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220928/20220928h00826/20220928h008260005f.html

---

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1487 号）

［官報］ 令和４年９月 29 日 号外 第 207 号 11～14 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220929/20220929g00207/20220929g002070011f.html

---

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1488 号）

［官報］ 令和４年９月 29 日 号外 第 207 号 14 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220929/20220929g00207/20220929g002070014f.html

---

◇「労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果
～試験の実施、試験合格者の受験番号の公告方法をウェブサイトに変更します～

＜厚生労働省 2022 年９月 28 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zZCB9c72-5ToqdBY

厚生労働大臣は、今年９月 28 日に、労働政策審議会（会長 清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問）に対し、「労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、本日、同審議会から妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、令和５年４月１日の施行に向け、速やかに省令の改正作業を進めます。

【省令改正案のポイント（別添３参照）】

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験（以下、「コンサル試験」）に関する公告を以下のとおり変更する

・公告内容

コンサル試験の日時、場所、その他試験の実施に関し必要な事項、

コンサル試験に合格した者の受験番号

・公告方法

（変更前）労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則に基づき、官報により公告を実施

（変更後）受験者の利益向上のため、官報掲載手続に要する期間を短縮する目的から、官報による公告を廃止し、厚生労働省と公益財団法人安全衛生試験技術協会のウェブサイトにそれぞれ掲載する方法とする。

・施行日 令和５年４月１日

****

[10] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会 医薬品第二部会を開催します 10 月５日

＜厚生労働省 2022 年９月 28 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R6LWk0OvT3rHNj3VY

https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000993419.pdf

・第７回安全衛生関係指定制度運営評価会議の開催について 10 月５日

＜厚生労働省 2022 年９月 28 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u14qb79Ts4Y7ysApY

（１）指定法人((公財)安全衛生技術試験協会)の第４期中期計画に基づく取組の実施状況について

（２）指定法人((公財)安全衛生技術試験協会)の第５期中期計画(案)について
（３）指定事務の手数料の見直しについて
・食品安全委員会（第 874 回）の開催について　　10 月 4 日
＜内閣府　2022 年 9 月 29 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai874.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・農薬　３品目　　チオベンカルブ、 チフルザミド、ブタクロール
・遺伝子組換え食品等　２品目
JPAo009 株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ
JPAo010 株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼ
（２）令和３年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について
（３）令和４年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）について
（４）その他
・第 2 回鉱山災害防止対策研究会　　10 月 7 日
＜経済産業省　2022 年 9 月 28 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47487
1. 第１回鉱山災害防止対策研究会における委員からのご指摘を踏まえた、第１３次鉱業労働災害計画における災害分析について（平成３０年～令和４年５月末）
2. 第１３次鉱業労働災害防止計画の評価について
3. 第１４次鉱業労働災害防止計画における目標設定のあり方について
4. 鉱山災害防止対策研究会報告書骨子（案）について
・第３回　総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　原子力小委員会　廃炉等円滑化ワーキンググループ　　10 月 5 日
＜経済産業省　2022 年 9 月 29 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47528
・第 3 回水素保安戦略の策定に係る検討会　　10 月 5 日
＜経済産業省　2022 年 9 月 29 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47529
1. NEDO による水素分野の安全・安心確保に向けた取組
2. 高圧ガス保安協会における水素社会実現に向けた取組について
3. 水素保安戦略の策定に係る検討会（第２回）における意見について
4. 水素保安を巡る主要国の取組について
5. 目指すべき方向性の整理について
・生命倫理・安全部会（第 50 回）を開催します。　　10 月 5 日
＜文部科学省　2022 年 9 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkJac8wn92qpIbH
(1) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の見直しについて
(2) その他
・「物価高騰の中での期限内食品の有効活用に関する意見交換会」の開催について　　9 月 29 日
＜農林水産省　2022 年 9 月 28 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/wasyoku/220928_16.html
・化学物質管理セミナー2022／化管法施行令改正及び PRTR 電子届出講習会の開催について
10 月 12 日、24 日
＜経済産業省　2022 年 9 月 21 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2022.html
演題１　化管法の概要及び化管法見直しについて　【経済産業省】
演題２　PRTR 届出の電子届出の活用　【独立行政法人製品評価技術基盤機構】
演題３　化学物質の適正管理とリスク評価
【独立行政法人製品評価技術基盤機構】

演題４　リスク評価ツールのご紹介
【みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社】
演題５　SDS 制度及びGHS 分類ガイダンスを活用した SDS・ラベル作成
【SDS 研究会】
演題６　GHS 混合物分類判定システム（NITE-Gmiccs）の使用方法について
【独立行政法人製品評価技術基盤機構】
・化管法施行令改正及びPRTR 電子届出講習会　　10 月～11 月に全国複数箇所で開催（予定）
＜経済産業省　2022 年９月 21 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2022/dateandplace.pdf
演題１　化管法(PRTR 制度・SDS 制度)の概要及び改正内容について
【経済産業省】
演題２　PRTR 電子届出についての新たな発信情報・ツールのご紹介
【独立行政法人製品評価技術基盤機構】
演題３　相談会　※現地のみ　【独立行政法人製品評価技術基盤機構】

[開催記録、報告、資料等]
・第 84 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和４年度第 12 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　９月 14 日
＜厚生労働省　2022 年９月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3YCR5d7m64T4uwBY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　９月 14 日
＜厚生労働省　2022 年９月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3YCR5d7m64T4vMBY
（１）新型コロナワクチンに関する副反応への対応について
（２）その他
・医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会　　９月 29 日
＜厚生労働省　2022 年９月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_aCxxf7Gy6TYmSBY
１．業界の現状と課題に係る関係団体等ヒアリング
２．その他
・第２回　医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会　資料等　　９月２９日
＜厚生労働省　2022 年９月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Z4L2s2OPb1rnFh_1Y
１．業界の現状と課題に係る関係団体等ヒアリング　　２．その他
・原子力損害賠償紛争審査会（第 58 回）　配付資料　　９月 26 日
＜文部科学省　2022 年９月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkJac8wn92qpIbG
****

[13] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（陽性確定　神奈川県伊勢原市（野鳥国内１例目））
＜環境省　2022 年９月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00007.html

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年９月 28 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220928.html
---

◇その他
・医学実験でＣ型ウイルス感染、薬は高額…　チンパンジーの余生にCF
＜朝日新聞　2022 年９月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9V71S3Q9NTLVB00X.html
医学の発展のためにＣ型肝炎ウイルスの感染実験を受けたチンパンジーに、治療薬を与えたい――。京都大学のチームが、過去に医学研究に使われたチンパンジーが余生を過ごす「熊本サンクチュアリ」（熊本県宇城市）の

チンパンジーの治療費をクラウドファンディング（CF）で募っている。

チームによると、1970 年代以降、日本や欧米各国で、チンパンジーにウイルスを接種して感染させてワクチン開発の研究などをしてきたという。ただ、チンパンジーはヒトに近く絶滅危惧種ということから医学実験に使うことは倫理的に不適切だとされるようになり、2000 年代に入ってから、日本を含め世界的に、チンパンジーを使った医学研究はされなくなった。

宇城市の山中にある熊本サンクチュアリでは、日本各地の大学や研究機関でかつて実験を受けたチンパンジーが余生を送っている。

研究が終わっても、感染の影響は残る。C 型肝炎ではウイルスが体内に残ったままになる「持続感染」になる個体もある。熊本サンクチュアリでは現在、35～49 歳の 8 匹が持続感染の状態のまま暮らしている。血が固まりにくいなどといった健康問題があり、薬を与えるなどのケアをしているという。

C 型肝炎はかつて「不治の病」といわれていたが、最近、ヒトでは有効性の高い薬が開発され、のみ薬だけで治るようになった。薬が効くしくみなどから、同じ薬がチンパンジーにも効くとみられるが、高価なため与えられていないという。

チームはまず 1 匹分の治療費などとして、CF で 400 万円を集めることをめざす。

CF サイト「レディーフォー」（https://readyfor.jp/projects/ks_kyoto-u_2 別ウインドウで開きます）で募集している。10 月 31 日まで。400 万円以上集まった場合は、次の個体の治療費に充てるという。

京大野生動物研究センターの平田聡教授は「チンパンジーは体調が悪くても、自分で病院に行ったり、薬をのんだりできない。飼育している以上人が責任をもつべきで、治せるものであれば治したい」と協力を呼びかけている。

・予習復習、文系は短い？　学生の勉強時間、文科省調査

＜共同通信　2022 年 9 月 28 日＞　https://nordot.app/947807102967037952?c=39546741839462401

文系学部に所属する大学生らが授業の予習復習に充てる勉強時間は、理系に比べて短い傾向にあることが 28 日、文部科学省の調査で分かった。週に 6 時間以上の予習復習をしている学生は、理学系で 65.4%、工学系で 62.8%に上るのに対し、人文科学系（文学など）は 53.8%、社会科学系（法・経済など）は 45.4%だった。

「21 世紀出生児縦断調査」の一環。今回は 20 歳になった約 2 万 4 千人分の回答を得て、予習復習の質問は学生ら約 1 万 8 千人分を集計した。

予習復習が 1 時間未満の割合は、理学系 7.4%、工学系 8.4%、人文科学系は 11.5%、社会科学系は 14.9%に上った。

********** 以上 **********